

## 国立大学法人琉球大学敷地内全面禁煙に関する指針

〔令和2年3月3日〕  
学 長 裁 定

国立大学法人琉球大学（以下「本法人」という。）は、健康増進法（平成14年法律第103号）及び労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）の規定に基づき、本法人の敷地内での望まない受動喫煙を防止し、学生、教職員及び来学者の健康の保持増進並びに快適な修学及び就労環境の形成の促進を図るため、敷地内全面禁煙に関する指針を次のとおり定める。

### 1 基本的な考え方

- (1) 本法人の敷地内（建物及び車両等の内外を問わない。）は、令和2年4月1日以降、全面禁煙とする。
- (2) 禁煙の対象者は、学生、教職員及び学外者を問わず、本法人の敷地内に立ち入る全ての者とする。
- (3) 学生及び教職員は、敷地外（特に本法人の敷地に隣接する地域）においても、地域住民等に対する望まない受動喫煙を防止するため、十分に配慮するものとする。
- (4) 本法人は、学生及び教職員の健康保持のため、禁煙に関する情報提供及び支援策を実施する。

### 2 具体的な対策

- (1) 令和2年4月1日以降、屋外指定喫煙所は廃止とする。
- (2) 敷地内での喫煙及び吸い殻の投棄等への対応として、安全衛生委員会の委員等による禁煙パトロールを定期的実施する。
- (3) 本法人における敷地内全面禁煙の実施に関して、琉球大学公式ホームページへの掲載その他の通知等の方法により、学内外に対して周知を行う。
- (4) 保健管理センターは、学生及び教職員である喫煙者に対して、禁煙相談、禁煙指導等による禁煙サポートを提供する。

### 附 則

- 1 この指針は、令和2年4月1日から実施する。
- 2 国立大学法人琉球大学における受動喫煙の防止及び敷地内全面禁煙に向けた取組に関する指針（令和元年6月24日学長裁定）は、廃止する。
- 3 加熱式たばこ及び電子たばこの受動喫煙による将来への健康影響については、この指針を施行する時点における科学的知見では予測することが困難であるため、当面の間、本法人の敷地内での使用を認めない。